

福島国際研究教育機構職員給与規程

令和5年規程第22号

令和5年4月1日

令和5年12月25日

令和6年12月11日

令和7年1月17日

令和7年8月25日

最終改正 令和8年2月6日

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給与（第4条～第33条）
- 第3章 給与の特例（第34条～第42条）
- 第4章 雑則（第43条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第125条の規定に基づき準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の職員（福島国際研究教育機構職員就業規則（令和5年規程第19号。以下「就業規則」という。）の適用を受ける職員（福島国際研究教育機構研究職員給与規程（令和5年規程第23号）の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）に対する給与の支給の基準を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。諸手当は、管理職手当、職務手当、職責手当、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、業績手当、寒冷地手当、在宅勤務等手当とする。

(給与の支給方法)

第3条 職員の給与は、法令等の規定により、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を職員に直接現金で支給する。
2 前項の規定にかかわらず、職員から申し出があった場合は、その者に対する給与をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

第2章 給与

(俸給)

第4条 俸給は月額とし、職員俸給表（別表第1）及び執行役俸給表（別表第2）に定める額を支給する。なお、職員俸給表は、執行役俸給表の適用を受ける職員以外の全ての職員に対し適用し、執行役俸給表は、執行役の役職を占める職員に適用する。
2 職員（執行役俸給表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第5条 職員の俸給の級及び号俸は、職員の能力及び経験並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を総合的に勘案し、理事長が決定する。ただし、俸給表の級及び号俸の額によりがたい場合には理事長が決定した額とする。
2 職員の昇給、昇任及び降給は理事長が別に定めるところにより行うものとする。

(俸給の支給定日)

第6条 俸給の支給定日は、毎月16日とする。

- 2 前項に規定する支給定日が、就業規則第24条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日を支給定日とする。

（俸給の日割り計算）

第7条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職（死亡による退職を除く。）し、又は解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から休日並びに就業規則第32条第1項の規定により当該日と振り替えられた休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、月額とし、理事長が別に指定する監督又は管理の地位にある役職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）に対して、その特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の管理職手当の月額は、管理監督職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えないものとする。
- 3 第6条及び第7条の規定は、前各項による管理職手当の支給について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「俸給」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

（職務手当）

第9条 職務手当は、月額とし、理事長が定める職務にある職員に対しその職務に応じ、理事長が定める額を支給する。

- 2 第6条及び第7条の規定は、前項による職務手当の支給について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「俸給」とあるのは「職務手当」と読み替えるものとする。

（職責手当）

第10条 職責手当は、月額とし、執行役俸給表の適用を受ける職員に対し当該職員の能力、経験、担当業務等を総合的に勘案して理事長が決定し、支給する。

- 2 第6条及び第7条の規定は、前項の規定による職責手当の支給について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「俸給」とあるのは「職責手当」と読み替えるものとする。

（扶養手当）

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員（執行役俸給表の適用を受ける職員及び就業規則第2条第1項第3号に規定する定年前再雇用職員（以下「定年前再雇用職員」という。）を除く。以下この条及び第12条において同じ。）に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、理事長が別に定める職員に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（理事長が別に定める職員を除く。以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12条 削除

（地域異動手当）

第13条 理事長が別に定める地域に在勤する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員又は理事長が別に定める独立行政法人等の職員（以下「国家公務員等」という。）であった者が計画的な人事交流等により本規程の適用を受ける職員（就業規則第2条第1項第1号に規定する定年制職員（以下「定年制職員」という。）、執行役俸給表の適用を受ける職員及び定年前再雇用職員を除く。以下この条において同じ。）となった場合（これらの職員が当該職員となった日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。）及び職員が理事長が別に定める地域に在勤する場合において、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額合計額に理事長が別に定める割合を乗じて得た月額の地域異動手当を支給する。

- 2 第6条及び第7条の規定は、前項の規定による地域異動手当の支給について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「俸給」とあるのは「地域異動手当」と読み替えるものとする。

(広域異動手当)

第14条 職員（執行役俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）がその在勤する機構の事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する機構の事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が別に定めるところにより算定した機構の事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた機構の事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する機構の事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と機構の事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する機構の事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と機構の事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と機構の事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた機構の事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員等であつた者から計画的な人事交流等により引き続き本規程の適用を受ける職員となつた者又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域異動手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域異動手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 第6条及び第7条の規定は、前各項の規定による広域異動手当の支給について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「俸給」とあるのは「広域異動手当」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（執行役俸給表の適用を受ける職員及び定年前再雇用職員を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（理事長が別に定める職員を除く。）
- (2) 第17条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 第6条の規定は、前各項による住居手当の支給について準用する。この場合において、第6条中「俸給」とあるのは「住居手当」と読み替えるものとする。ただし、俸給の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（機構の所有に属するものを除く。）（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が定める額（第33条の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再雇用職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 職員への採用、機構の事務所を異にする異動又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする機構の事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用、異動又は機構の事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤

手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第6条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、退職し、又は解雇にされた場合その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第17条 職員への採用、機構の事務所を異にする異動又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用、異動又は機構の事務所の移転の直前の住居から当該採用、異動又は機構の事務所の移転の直後に在勤する機構の事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手

当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する機構の事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第6条の規定は、前各項による単身赴任手当の支給について準用する。この場合において、第6条中「俸給」とあるのは「単身赴任手当」と読み替えるものとする。ただし、俸給の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員（執行役俸給表の適用を受ける職員を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、就業規則第31条に規定する代替休暇、休日（同規則第32条第1項の規定により当該日と振り替えられた休日を含む）である場合及び休暇による場合並びに同規則第33条から第35条の規定により請求があった場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 定年前再雇用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対す

- る前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 4 執行役俸給表の適用を受ける職員又は管理監督職員にあつては、前項までに掲げる超過勤務手当を支給しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
 - 5 超過勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第21条 削除

（夜勤手当）

- 第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。
- 2 夜勤手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（勤務1時間当たりの給与額等の算出における端数計算）

- 第23条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額等の算出）

- 第24条 第19条から第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びに俸給の月額に対する地域異動手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、職務手当、職責手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び在宅勤務等手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除した金額とする。

（宿日直手当）

第25条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員（執行役俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）には、その勤務一回につき、理事長が別に定める額を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は、第20条から第22条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、勤務1時間につき支給される第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額は、第1項に規定する宿日直手当の額に含むものとする。
- 4 宿日直手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 管理監督職員又は執行役俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の機構が行う事務及び事業の運営の必要により休日（就業規則第32条第1項の規定により振り替えられた休日を含む。次項において「休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員又は執行役俸給表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
 - イ 管理監督職員 12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
 - ロ 執行役俸給表の適用を受ける職員 イの理事長が別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
 - (2) 前項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
 - イ 管理監督職員 6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額
 - ロ 執行役俸給表の適用を受ける職員 イの理事長が別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
- 4 管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（以下この条から第29条第1項までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員（第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの及び職務の複雑、困難及び責任の度等がこれらに相当するものとして理事長が認めるもの（以下「特定管理職員」という。）にあっては、100分の106.25、執行役俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 国家公務員等（理事長の定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）であった者が計画的な人事交流等により引き続き本規程の適用を受ける職員となった場合、国家公務員等として在職した期間は機構の職員として在職した期間とする。

5 期末手当基準日前に機構を退職し、その退職に引き続き国家公務員等となった場合には、当該職員に対して期末手当を支給しない。

6 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域異動手当及び広域異動手当の月額の合計額
- (2) 執行役俸給表の適用を受ける職員 次に掲げるそれぞれの額の合計額
 - イ 俸給の月額及び職責手当の月額の合計額
 - ロ イの合計額に100分の20を乗じて得た額
 - ハ 俸給の月額に100分の25を乗じて得た額

7 職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域異動手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（第2項に規定する特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分

の25を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第66条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当基準日前1箇月以内又は期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された(死亡による退職を除く。以下この条及び第29条において同じ。)職員(前号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構が行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長又はその委任を受けた者が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 4 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付する。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第4項においてこれらの日を「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（執行役俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の勤勉手当基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合及び業績を踏まえて理事長が決定する成績率を乗じて得た額とする。
- 3 第27条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその勤勉手当基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域異動手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 第27条第7項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項」とあるのは、「第30条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「期末手当基準日から」とあるのは「勤勉手当基準日から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(業績手当)

第31条 執行役俸給表の適用を受ける職員の業績手当は、年額とし、俸給の月額に2.9を乗じて得た額に、福島復興再生特別措置法第115条第1項及び第2項の規定に基づく主務大臣による各事業年度に係る研究開発等業務の実績に関する評価及び執行役の所掌業務に対する貢献等を総合的に勘案して理事長が決定する割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 業績手当の支給日は、福島復興再生特別措置法第115条第7項の規定により機構が主務大臣から各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価の結果の通知を受けた日から、原則として、30日以内の日とする。
- 3 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による業績手当の支給について準用する。この場合において、第28条及び第29条中「前条第1項」とあるのは「第1項」と、「当該各号の期末手当基準日に係る期末手当」とあるのは「当該各号に規定する各事業年度に係る業績手当」と、「期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日」又は「期末手当基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日」とあるのは「当該事業年度の期間から当該事業年度に係る業績手当の支給日」と、「期末手当」とあるのは「業績手当」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第32条 職員（執行役俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において理事長が定める地域に在勤する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、理事長が定める額の寒冷地手当を支給する。

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第35条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

(2) 附則第3条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(3) 前2号に掲げるもののほか、次の区分に掲げる職員 零

イ 就業規則第66条第1項第4号の規定により停職にされている職員

ロ 就業規則第10条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

ハ 就業規則第10条第1項の規定により休職にされている職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、第35条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

ニ 福島国際研究教育機構職員育児休業・介護休業等規程（令和5年規程第31号。以下「育児・介護休業等規程」という。）第4条の規定により育児休業をしている職員

ホ 就業規則第44条第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員

ヘ 就業規則第45条第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

ト 本邦外にある職員（「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第7条を準用して算定した額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

- (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が定める場合
- 4 第6条及び第7条の規定は、第1項の規定による寒冷地手当の支給について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「俸給」とあるのは「寒冷地手当」と読み替えるものとする。

(在宅勤務等手当)

第33条 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均10日を超えて承認又は命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 在宅勤務等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第3章 給与の特例

(育児短時間勤務職員についての特例)

第34条 育児・介護休業等規程第22条の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての職員給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、育児・介護休業等規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第23条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第2項	行うものとする	行うものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第7条第4項	休日並びに就業規則第32条第1項の規定により当該日と振り替えられた休日	休日、育児・介護休業等規程第23条第2項第3号及び第4号に規定する休日並びに就業規則第32条第1項の規定により当該日と振り替えられた休日

第16条第2項第2号	定年前再雇用職員	育児短時間勤務職員
第20条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第27条第6項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第27条第7項、第30条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

（休職者等の給与）

- 第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第10条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付を受ける額並びに労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額を除く額。）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第10条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第10条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 職員が就業規則第10条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が就業規則第10条第1項第3号から第8号に定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域異動手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 就業規則第10条の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第27条第1項に規定する期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇されたときは、同項に定める支給日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給する。ただし、第27条第5項に規定する職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第35条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等職員の給与)

- 第36条 育児休業（育児・介護休業等規程第3条第1項第1号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 第27条第1項に規定するそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている職員のうち、期末手当基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 3 第30条第1項に規定するそれぞれの勤勉手当基準日に育児休業をしている職員のうち、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 5 職員が育児・介護休業等規程第3条第1項第9号に規定する託児時間により勤務しない場合には、第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等職員の給与)

- 第37条 介護休業（育児・介護休業等規程第3条第1項第7号に規定する介護休業をいう。）及び介護時間（育児・介護休業等規程第3条第1項第10号に規定する介護時間をいう。）については第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(配偶者同行休業職員の給与)

- 第38条 配偶者同行休業（就業規則第44条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(自己啓発等休業職員の給与)

第39条 自己啓発等休業(就業規則第45条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。)をしている期間については、給与を支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(兼業等の許可を受けた職員の給与)

第40条 就業規則第18条第1項の規定による許可に基づき職員が勤務時間内に兼業を行い、兼業先から謝金その他報酬を受け取る場合には、第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の非常時支給)

第41条 機構は職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡又はやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために請求する場合においては、支給定日前であっても、既往の労働に対する給与を支払わなければならない。

(端数の取扱い)

第42条 この規程により計算した第2条に規定する各給与項目ごとに1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

第4章 雑則

(雑則)

第43条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(基本構想に掲げる施設統合により機構の職員となった者)

第2条 福島国際研究教育機構基本構想(令和4年3月29日復興推進会議決定)に掲げる施設統合(以下「施設統合」という。)により引き続き機構の職員となった者に対する本規程の適用は、次の各号の規定を反映することができる。

(1) 施設統合の前の機関で本則第14条第1項の規定による広域異動手当に相当する手当の支給を受けていた職員、本則第15条第1項第2号の規定による住居手当に相当する手当の支給を受けていた職員、本則第16条第3項の規定による新幹線鉄道等の特別料金等に係る通勤手当に相当する手

当の支給を受けていた職員及び本則第17条第1項の規定による単身赴任手当に相当する手当の支給を受けていた職員については、引き続き機構の職員となった日以降も同規定に定める要件を具備するときは、本則第14条第1項、第15条第1項第2号、第16条第3項及び第17条第1項の規定を適用する。

- (2) 本則第27条に規定する期末手当及び本則第30条に規定する勤勉手当における在職期間の算定については、施設統合の前の機関の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。

(俸給の半減)

第3条 当分の間、本則第19条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止（就業規則第56条第1項の規定によるものに限る。）の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

(60歳に達した職員の給与等)

第4条 当分の間、職員（定年制職員に限る。以下この条において同じ。）の俸給月額、理事長が必要と認める場合を除き、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、本則第5条第1項の規定により当該職員の俸給の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第5条 人事規程第13条に規定する他の役職への降任等をされた職員であつて、当該他の役職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4条の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4条の規定により当該職員が受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

第6条 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員が受ける俸給月額との合計額が本則第5条第1項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用につ

いては、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

第7条 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第4条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5条に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、前2条の規定に準じて算出した理事長が定める額を俸給として支給する。

第8条 附則第5条又は前条の規定による俸給を支給される職員以外の附則第4条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、前3条の規定に準じて算出した理事長が定める額を俸給として支給する。

第9条 附則第5条又は前2条の規定による俸給を支給される職員に対する本則第27条第7項（本則第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第5条、第7条又は第8条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第10条 附則第4条の規定の適用を受ける職員に対する人事規程第12条の規定の適用については、同規程第12条中「次の各号に掲げる場合のいずれか」とあるのは「次の各号に掲げる場合のいずれか又は職員給与規程附則第4条で定める事由」とする。

（暫定再雇用職員の給与等）

第11条 育児・介護休業等規程第3条第1項第8号に規定する育児短時間勤務をしている就業規則附則第4条第2項第1号に規定する職員（以下「暫定再雇用職員」）及び就業規則附則第4条第2項第2号に規定する職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」）に対する本則第5条第1項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定する額に、育児・介護休業等規程第23条の規定により定められた当該暫定再雇用職員又は暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を就業規則附則第4条第2項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第12条 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用職員とみなして、本則第16条第2項及び第20条第2項の規定を適用する

第13条 暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用職員とみなして、本則第27条第3項の規定を適用する。

第14条 本則第11条から第13条及び第15条の規定は、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和5年12月25日から施行する。ただし、本則第33条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本則第4条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 本則第27条第2項及び第3項の規定は、令和5年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同条第2項の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とし、同条第3項の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

- 第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和7年1月17日から施行する。
- 2 本則第13条及び第33条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 本則第4条、第11条、第12条、第15条、第16条、第26条及び第32条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 本則第27条第2項及び第3項の規定は、令和6年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同条第2項の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の66.25」とあるのは「100分の67.5」とし、同条第3項の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 5 第2項、前項及び第2条の適用に伴う差額の支給日は、令和7年1月31日とする。

(令和6年度における職員俸給表の適用)

第2条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにおける、本則第4条別表第1及び別表第2の規定は、附表別表第1及び附表別表第2を適用する。

(給与の内払)

第3条 令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

(号俸の切り替え)

第4条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第3に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における本則第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(理事長が別に定める職員を除く。以下「8級職員」という。)に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「(職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(理事長が別に定める職員を除く。以下「8級職員」という。))とあるのは「8級職員」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表第1 職員俸給表(附則第2条関係)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500

4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,500
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	468,600
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	471,600

31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	474,600
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	477,600
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	480,600
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	483,600
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	486,700
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	489,400
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	492,500
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	495,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	498,600
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	501,300
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	503,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	505,900
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	508,200
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	510,200
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	511,600
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	513,100
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	514,500
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	515,700
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	517,100
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	518,600
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	520,100
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	521,200
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	522,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	523,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	524,700
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	525,700
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	526,600

58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	527,500
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	529,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	531,900
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	535,000
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	452,200	538,100
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	453,500	541,200
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	454,800	543,500
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	456,100	546,000
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	457,400	548,400
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	458,700	550,800
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	460,000	552,600
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	461,300	554,400
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	462,600	556,300
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	463,900	558,000
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	465,200	559,400
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	466,500	560,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	467,800	561,800
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	469,100	563,100
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	470,400	564,100
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	471,700	565,000
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	473,000	565,900
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	474,300	566,800
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	475,600	568,600
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	476,900	570,400
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	478,200	572,200
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	479,500	574,000
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	480,800	575,800

85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	482,100	577,600
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,800	483,400	579,400
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	417,900	484,700	581,200
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	419,000	486,000	583,000
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	420,100	487,300	584,800
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	421,200	488,600	586,600
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	422,300	489,900	588,400
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	423,400	491,200	590,200
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	424,500	492,500	592,000
94	259,100	299,400	347,400	387,300	399,300	425,600	493,800	593,800
95	260,100	299,700	347,800	388,500	400,400	426,700	495,100	595,600
96	261,100	300,100	348,200	389,700	401,500	427,800	496,400	597,400
97	262,100	300,300	348,400	390,900	402,600	428,900	497,700	599,200
98	263,100	300,600	348,800	392,100	403,700	430,000	499,000	601,000
99	264,100	301,000	349,200	393,300	404,800	431,100	500,300	602,800
100	265,100	301,400	349,500	394,500	405,900	432,200	501,600	604,600
101	266,100	301,600	349,800	395,700	407,000	433,300	502,900	606,400
102	267,100	301,900	350,200	396,900	408,100	434,400	504,200	608,200
103	268,100	302,200	350,600	398,100	409,200	435,500	505,500	610,000
104	269,100	302,500	351,000	399,300	410,300	436,600	506,800	611,800
105	270,100	302,700	351,500	400,500	411,400	437,700	508,100	613,600
106	271,100	303,000	351,900	401,700	412,500	438,800	509,400	615,400
107	272,100	303,300	352,300	402,900	413,600	439,900	510,700	617,200
108	273,100	303,600	352,700	404,100	414,700	441,000	512,000	619,000
109	274,100	303,800	353,200	405,300	415,800	442,100	513,300	620,800
110	275,100	304,200	353,600	406,500	416,900	443,200	514,600	622,600
111	276,100	304,600	353,900	407,700	418,000	444,300	515,900	624,400

112	277, 100	304, 900	354, 200	408, 900	419, 100	445, 400	517, 200	626, 200
113	278, 100	305, 100	354, 700	410, 100	420, 200	446, 500	518, 500	628, 000
114	279, 100	305, 300	355, 700	411, 300	421, 300	447, 600	519, 800	629, 800
115	280, 100	305, 600	356, 700	412, 500	422, 400	448, 700	521, 100	631, 600
116	281, 100	306, 000	357, 700	413, 700	423, 500	449, 800	522, 400	633, 400
117	282, 100	306, 200	358, 700	414, 900	424, 600	450, 900	523, 700	635, 200
118	283, 100	306, 400	359, 700	416, 100	425, 700	452, 000	525, 000	637, 000
119	284, 100	306, 700	360, 700	417, 300	426, 800	453, 100	526, 300	638, 800
120	285, 100	307, 000	361, 700	418, 500	427, 900	454, 200	527, 600	640, 600
121	286, 100	307, 400	362, 700	419, 700	429, 000	455, 300	528, 900	642, 400
122	287, 100	307, 600	363, 700	420, 900	430, 100	456, 400	530, 200	644, 200
123	288, 100	307, 900	364, 700	422, 100	431, 200	457, 500	531, 500	646, 000
124	289, 100	308, 200	365, 700	423, 300	432, 300	458, 600	532, 800	647, 800
125	290, 100	308, 500	366, 700	424, 500	433, 400	459, 700	534, 100	649, 600
126	291, 100	309, 300	367, 700	425, 700	434, 500	460, 800	535, 400	651, 400
127	292, 100	310, 100	368, 700	426, 900	435, 600	461, 900	536, 700	653, 200
128	293, 100	310, 900	369, 700	428, 100	436, 700	463, 000	538, 000	655, 000
129	294, 100	311, 700	370, 700	429, 300	437, 800	464, 100	539, 300	656, 800
130	295, 100	312, 500	371, 700	430, 500	438, 900	465, 200	540, 600	658, 600
131	296, 100	313, 300	372, 700	431, 700	440, 000	466, 300	541, 900	660, 400
132	297, 100	314, 100	373, 700	432, 900	441, 100	467, 400	543, 200	662, 200
133	298, 100	314, 900	374, 700	434, 100	442, 200	468, 500	544, 500	664, 000
134	299, 100	315, 700	375, 700	435, 300	443, 300	469, 600	545, 800	665, 800
135	300, 100	316, 500	376, 700	436, 500	444, 400	470, 700	547, 100	667, 600
136	301, 100	317, 300	377, 700	437, 700	445, 500	471, 800	548, 400	669, 400
137	302, 100	318, 100	378, 700	438, 900	446, 600	472, 900	549, 700	671, 200
138	303, 100	318, 900	379, 700	440, 100	447, 700	474, 000	551, 000	673, 000

139	304, 100	319, 700	380, 700	441, 300	448, 800	475, 100	552, 300	674, 800
140	305, 100	320, 500	381, 700	442, 500	449, 900	476, 200	553, 600	676, 600
141	306, 100	321, 300	382, 700	443, 700	451, 000	477, 300	554, 900	678, 400
142	307, 100	322, 100	383, 700	444, 900	452, 100	478, 400	556, 200	680, 200
143	308, 100	322, 900	384, 700	446, 100	453, 200	479, 500	557, 500	
144	309, 100	323, 700	385, 700	447, 300	454, 300	480, 600	558, 800	
145	310, 100	324, 500	386, 700	448, 500	455, 400	481, 700	560, 100	
146	311, 100	325, 300	387, 700	449, 700	456, 500	482, 800	561, 400	
147	312, 100	326, 100	388, 700	450, 900	457, 600	483, 900	562, 700	
148	313, 100	326, 900	389, 700	452, 100	458, 700	485, 000	564, 000	
149	314, 100	327, 700	390, 700	453, 300	459, 800	486, 100	565, 300	
150	315, 100	328, 500	391, 700	454, 500	460, 900	487, 200	566, 600	
151	316, 100	329, 300	392, 700	455, 700	462, 000	488, 300	567, 900	
152	317, 000	330, 100	393, 700	456, 900	463, 100	489, 400	569, 200	
153		330, 900	394, 700	458, 100	464, 200	490, 500	570, 500	
154		331, 700	395, 700	459, 300	465, 300	491, 600	571, 800	
155		332, 500	396, 700	460, 500	466, 400	492, 700	573, 100	
156		333, 300	397, 700	461, 700	467, 500	493, 800	574, 400	
157		334, 100	398, 700	462, 900	468, 600	494, 900	575, 700	
158		334, 900	399, 700	464, 100	469, 700	496, 000	577, 000	
159		335, 700	400, 700	465, 300	470, 800	497, 100	578, 300	
160		336, 500	401, 700	466, 500	471, 900	498, 200	579, 600	
161		337, 300	402, 700	467, 700	473, 000	499, 300	580, 900	
162		338, 100	403, 700	468, 900	474, 100	500, 400	582, 200	
163		338, 900	404, 700	470, 100	475, 200	501, 500	582, 900	
164		339, 700	405, 700	471, 300	476, 300	502, 600		
165		340, 500	406, 700	472, 500	477, 400	503, 700		

166		341,300	407,700	473,700	478,500	504,800		
167		342,100	408,700	474,900	479,600	505,900		
168		342,900	409,700	476,100	480,700	507,000		
169		343,700	410,700	477,300	481,800	508,100		
170		344,500	411,700	478,500	482,900	509,200		
171		345,300	412,700	479,700	484,000	510,300		
172		346,100	413,700	480,900	485,100	511,400		
173		346,900	414,700	482,100	486,200	512,500		
174		347,700	415,700	483,300	487,300	513,600		
175		348,500	416,700	484,500	488,400	514,700		
176		349,300	417,700	485,500	489,500	515,800		
177		350,100	418,700		490,600	516,900		
178		350,900	419,700		491,700	518,000		
179		351,700	420,700		492,800	519,100		
180		352,500	421,700		493,900	520,200		
181		353,300	422,700		495,000	521,300		
182		354,100	423,700		496,100	522,400		
183		354,900	424,700		497,200	523,500		
184		355,700	425,700		498,300	524,600		
185		356,500	426,700		499,400	525,700		
186		357,300	427,700		500,500	526,800		
187		358,100	428,700		501,600	527,900		
188		358,900	429,700		502,700	529,000		
189		359,700	430,700		503,800	530,100		
190		360,500	431,700		504,900	531,200		
191		361,300	432,700		506,000	532,300		
192		362,100	433,700		507,100	533,400		

193		362,900	434,700		508,200	534,500		
194		363,700	435,700		509,300	535,600		
195		364,500	436,700		510,400	536,700		
196		365,300	437,700		511,500	537,800		
197		366,100	438,700		512,600	538,100		
198		366,900	439,700		513,700			
199		367,700	440,700		514,800			
200		368,500	441,700		515,300			
201		369,300	442,700					
202		370,100	443,200					
203		370,900						
204		371,700						
205		372,500						
206		373,300						
207		374,100						
208		374,900						
209		375,700						
210		376,500						
211		377,300						
212		378,100						
213		378,900						
214		379,000						

附則別表第2 執行役俸給表（附則第2条関係）

俸給月額（円）
829,000

附則別表第3 号俸の切替表（附則第4条関係）

旧号俵	新号俵					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	4
31	27	23	23	19	15	5
32	28	24	24	20	16	6
33	29	25	25	21	17	6
34	30	26	26	22	18	7
35	31	27	27	23	19	9
36	32	28	28	24	20	10
37	33	29	29	25	21	11
38	34	30	30	26	22	12
39	35	31	31	27	23	12
40	36	32	32	28	24	13
41	37	33	33	29	25	14
42	38	34	34	30	26	15
43	39	35	35	31	27	15
44	40	36	36	32	28	15
45	41	37	37	33	29	16
46	42	38	38	34	30	16
47	43	39	39	35	31	16
48	44	40	40	36	32	16

49	45	41	41	37	33	16
50	46	42	42	38	34	17
51	47	43	43	39	35	17
52	48	44	44	40	36	17
53	49	45	45	41	37	17
54	50	46	46	42	38	18
55	51	47	47	43	39	18
56	52	48	48	44	40	18
57	53	49	49	45	41	18
58	54	50	50	46	42	19
59	55	51	51	47	43	19
60	56	52	52	48	44	20
61	57	53	53	49	45	21
62	58	54	54	50	46	22
63	59	55	55	51	47	24
64	60	56	56	52	48	24
65	61	57	57	53	49	25
66	62	58	58	54	50	25
67	63	59	59	55	51	25
68	64	60	60	56	52	26
69	65	61	61	57	53	26
70	66	62	62	58	54	26
71	67	63	63	59	55	26
72	68	64	64	60	56	27
73	69	65	65	61	57	27
74	70	66	66	62	58	27
75	71	67	67	63	59	27
76	72	68	68	64	60	27
77	73	69	69	65	61	28
78	74	70	70	66	62	28
79	75	71	71	67	63	28
80	76	72	72	68	64	28
81	77	73	73	69	65	29
82	78	74	74	70	66	29
83	79	75	75	71	67	30
84	80	76	76	72	68	30
85	81	77	77	73	69	31
86	82	78	78	74	70	32
87	83	79	79	75	71	33
88	84	80	80	76	72	33
89	85	81	81	77	73	34
90	86	82	82	78	74	34
91	87	83	83	79	75	35
92	88	84	84	80	76	35
93	89	85	85	81	77	36
94	90	86	86	82	78	36
95	91	87	87	83	79	37
96	92	88	88	84	80	37
97	93	89	89	85	81	38
98	94	90	90	86	82	38

99	95	91	91	87	83	38
100	96	92	92	88	84	39
101	97	93	93	89	85	39
102	98	94	94	90	86	40
103	99	95	95	91	87	40
104	100	96	96	92	88	41
105	101	97	97	93	89	41
106	102	98	98	94	90	42
107	103	99	99	95	91	42
108	104	100	100	96	92	43
109	105	101	101	97	93	43
110	106	102	102	98	94	44
111	107	103	103	99	95	44
112	108	104	104	100	96	45
113	109	105	105	101	97	45
114	110	106	106	102	98	46
115	111	107	107	103	99	46
116	112	108	108	104	100	47
117	113	109	109	105	101	47
118	114	110	110	106	102	48
119	115	111	111	107	103	48
120	116	112	112	108	104	49
121	117	113	113	109	105	49
122	118	114	114	110	106	50
123	119	115	115	111	107	50
124	120	116	116	112	108	51
125	121	117	117	113	109	51
126	122	118	118	114	110	52
127	123	119	119	115	111	52
128	124	120	120	116	112	53
129	125	121	121	117	113	53
130	126	122	122	118	114	54
131	127	123	123	119	115	54
132	128	124	124	120	116	55
133	129	125	125	121	117	55
134	130	126	126	122	118	56
135	131	127	127	123	119	56
136	132	128	128	124	120	56
137	133	129	129	125	121	57
138	134	130	130	126	122	58
139	135	131	131	127	123	58
140	136	132	132	128	124	58
141	137	133	133	129	125	59
142	138	134	134	130	126	59
143	139	135	135	131	127	
144	140	136	136	132	128	
145	141	137	137	133	129	
146	142	138	138	134	130	
147	143	139	139	135	131	
148	144	140	140	136	132	

149	145	141	141	137	133	
150	146	142	142	138	134	
151	147	143	143	139	135	
152	148	144	144	140	136	
153	149	145	145	141	137	
154	150	146	146	142	138	
155	151	147	147	143	139	
156	152	148	148	144	140	
157	153	149	149	145	141	
158	154	150	150	146	142	
159	155	151	151	147	143	
160	156	152	152	148	144	
161	157	153	153	149	145	
162	158	154	154	150	146	
163	159	155	155	151	147	
164	160	156	156	152		
165	161	157	157	153		
166	162	158	158	154		
167	163	159	159	155		
168	164	160	160	156		
169	165	161	161	157		
170	166	162	162	158		
171	167	163	163	159		
172	168	164	164	160		
173	169	165	165	161		
174	170	166	166	162		
175	171	167	167	163		
176	172	168	168	164		
177	173		169	165		
178	174		170	166		
179	175		171	167		
180	176		172	168		
181	177		173	169		
182	178		174	170		
183	179		175	171		
184	180		176	172		
185	181		177	173		
186	182		178	174		
187	183		179	175		
188	184		180	176		
189	185		181	177		
190	186		182	178		
191	187		183	179		
192	188		184	180		
193	189		185	181		
194	190		186	182		
195	191		187	183		
196	192		188	184		
197	193		189	185		
198	194		190			

199	195		191			
200	196		192			
201	197					
202	198					

附 則

この規程は、令和7年8月25日から施行する。ただし、本則第20条及び第21条の規定は、施行後最初に支給する給与から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和8年2月6日から施行する。
- 2 本則第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 本則第16条、第26条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における本則第16条第2項第2号の規定の適用については、同条同項同号ハ中「7, 100円」とあるのは「7, 300円」と、同条同項同号ニ中「10, 000円」とあるのは「10, 400円」と、同条同項同号ホ中「12, 900円」とあるのは「13, 500円」と、同条同項同号ヘ中「15, 800円」とあるのは「16, 600円」と、同条同項同号ト中「18, 700円」とあるのは「19, 700円」と、同条同項同号チ中「21, 600円」とあるのは「22, 800円」と、同条同項同号リ中「24, 400円」とあるのは「25, 900円」と、同条同項同号ヌ中「26, 200円」とあるのは「29, 100円」と、同条同項同号ル中「28, 000円」とあるのは「32, 300円」と、同条同項同号ヲ中「29, 800円」とあるのは「35, 500円」と、同条同項同号ワ中「31, 600円」とあるのは「38, 700円」とする。
- 5 本則第27条第2項及び第3項の規定は、令和7年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同条第2項の適用については、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とし、同条第3項の適用については、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 6 第2項、第4項及び前項の適用に伴う差額の支給日は、令和8年2月の俸給の支給定日とする。

(給与の内払)

- 第2条 令和7年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

別表第1 職員俸給表（第4条第1項関係）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	504,800
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	508,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	511,400
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	514,700
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	518,000
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	521,300
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	525,300
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	532,000
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	537,100
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	541,300
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	544,700
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	547,900
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	550,800
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	553,300

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	555,300
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	558,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	567,100
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	574,100
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	580,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	584,800
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	588,800
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	591,700
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	594,100
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	596,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	599,600
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	603,200
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	606,800
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	610,400
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	614,000
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	617,600
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	621,200
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	624,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	628,400
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	632,000
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	635,600
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	639,200
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	464,300	642,800
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	465,600	646,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	466,900	650,000
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	468,200	653,600
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	469,500	657,200

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	470,800	660,800
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	472,100	664,400
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	473,400	668,000
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	474,700	671,600
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	476,000	675,200
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	477,300	678,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	478,600	682,400
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	479,900	686,000
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	481,200	689,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	482,500	693,200
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	483,800	696,800
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	485,100	700,400
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	486,400	704,000
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	487,700	707,600
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	489,000	711,200
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	490,300	714,800
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	491,600	718,400
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	492,900	722,000
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	494,200	725,600
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	495,500	729,200
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	496,800	732,800
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	498,100	736,400
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	499,400	740,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	428,100	500,700	743,600
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	429,200	502,000	747,200
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	430,300	503,300	750,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	431,400	504,600	754,400

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	432,500	505,900	758,000
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	433,600	507,200	761,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	434,700	508,500	765,200
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	435,800	509,800	767,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	436,900	511,100	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	438,000	512,400	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	439,100	513,700	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	440,200	515,000	
86	266,200	305,800	355,700	397,700	410,100	441,300	516,300	
87	266,500	306,100	356,100	398,900	411,200	442,400	517,600	
88	266,800	306,400	356,500	400,100	412,300	443,500	518,900	
89	267,100	306,700	356,700	401,300	413,400	444,600	520,200	
90	267,400	307,000	357,100	402,500	414,500	445,700	521,500	
91	267,700	307,300	357,500	403,700	415,600	446,800	522,800	
92	268,000	307,600	357,900	404,900	416,700	447,900	524,100	
93	268,300	307,800	358,100	406,100	417,800	449,000	525,400	
94	269,300	308,000	358,400	407,300	418,900	450,100	526,700	
95	270,300	308,300	358,800	408,500	420,000	451,200	528,000	
96	271,300	308,700	359,100	409,700	421,100	452,300	529,300	
97	272,300	308,900	359,400	410,900	422,200	453,400	530,600	
98	273,300	309,200	359,800	412,100	423,300	454,500	531,900	
99	274,300	309,500	360,200	413,300	424,400	455,600	533,200	
100	275,300	309,900	360,600	414,500	425,500	456,700	534,500	
101	276,300	310,100	361,100	415,700	426,600	457,800	535,800	
102	277,300	310,400	361,500	416,900	427,700	458,900	537,100	
103	278,300	310,700	361,900	418,100	428,800	460,000	538,400	
104	279,300	311,000	362,300	419,300	429,900	461,100	539,700	

105	280,300	311,200	362,800	420,500	431,000	462,200	541,000	
106	281,300	311,500	363,200	421,700	432,100	463,300	542,300	
107	282,300	311,800	363,500	422,900	433,200	464,400	543,600	
108	283,300	312,100	363,800	424,100	434,300	465,500	544,900	
109	284,300	312,300	364,200	425,300	435,400	466,600	546,200	
110	285,300	312,600	365,200	426,500	436,500	467,700	547,500	
111	286,300	313,000	366,200	427,700	437,600	468,800	548,800	
112	287,300	313,300	367,200	428,900	438,700	469,900	550,100	
113	288,300	313,500	368,200	430,100	439,800	471,000	551,400	
114	289,300	313,700	369,200	431,300	440,900	472,100	552,700	
115	290,300	314,000	370,200	432,500	442,000	473,200	554,000	
116	291,300	314,400	371,200	433,700	443,100	474,300	555,300	
117	292,300	314,600	372,200	434,900	444,200	475,400	556,600	
118	293,300	314,800	373,200	436,100	445,300	476,500	557,900	
119	294,300	315,100	374,200	437,300	446,400	477,600	559,200	
120	295,300	315,400	375,200	438,500	447,500	478,700	560,500	
121	296,300	315,700	376,200	439,700	448,600	479,800	561,800	
122	297,300	315,900	377,200	440,900	449,700	480,900	563,100	
123	298,300	316,200	378,200	442,100	450,800	482,000	564,400	
124	299,300	316,500	379,200	443,300	451,900	483,100	565,700	
125	300,300	316,800	380,200	444,500	453,000	484,200	567,000	
126	301,300	317,600	381,200	445,700	454,100	485,300	568,300	
127	302,300	318,400	382,200	446,900	455,200	486,400	569,600	
128	303,300	319,200	383,200	448,100	456,300	487,500	570,900	
129	304,300	320,000	384,200	449,300	457,400	488,600	572,200	
130	305,300	320,800	385,200	450,500	458,500	489,700	573,500	
131	306,300	321,600	386,200	451,700	459,600	490,800	574,800	

132	307,300	322,400	387,200	452,900	460,700	491,900	576,100	
133	308,300	323,200	388,200	454,100	461,800	493,000	577,400	
134	309,300	324,000	389,200	455,300	462,900	494,100	578,700	
135	310,300	324,800	390,200	456,500	464,000	495,200	580,000	
136	311,300	325,600	391,200	457,700	465,100	496,300	581,300	
137	312,300	326,400	392,200	458,900	466,200	497,400	582,600	
138	313,300	327,200	393,200	460,100	467,300	498,500	583,900	
139	314,300	328,000	394,200	461,300	468,400	499,600	585,200	
140	315,300	328,800	395,200	462,500	469,500	500,700	586,500	
141	316,300	329,600	396,200	463,700	470,600	501,800	587,800	
142	317,300	330,400	397,200	464,900	471,700	502,900	589,100	
143	318,300	331,200	398,200	466,100	472,800	504,000	590,400	
144	319,300	332,000	399,200	467,300	473,900	505,100	591,700	
145	320,300	332,800	400,200	468,500	475,000	506,200	593,000	
146	321,300	333,600	401,200	469,700	476,100	507,300	594,300	
147	322,300	334,400	402,200	470,900	477,200	508,400	595,600	
148	323,300	335,200	403,200	472,100	478,300	509,500	596,900	
149	324,300	336,000	404,200	473,300	479,400	510,600	598,200	
150	325,300	336,800	405,200	474,500	480,500	511,700	599,500	
151	326,300	337,600	406,200	475,700	481,600	512,800	600,800	
152	327,300	338,400	407,200	476,900	482,700	513,900	602,100	
153	328,300	339,200	408,200	478,100	483,800	515,000	603,400	
154	329,300	340,000	409,200	479,300	484,900	516,100	604,700	
155	330,300	340,800	410,200	480,500	486,000	517,200	606,000	
156	331,200	341,600	411,200	481,700	487,100	518,300	607,300	
157		342,400	412,200	482,900	488,200	519,400	607,400	
158		343,200	413,200	484,100	489,300	520,500		

159		344,000	414,200	485,300	490,400	521,600		
160		344,800	415,200	486,500	491,500	522,700		
161		345,600	416,200	487,700	492,600	523,800		
162		346,400	417,200	488,900	493,700	524,900		
163		347,200	418,200	490,100	494,800	526,000		
164		348,000	419,200	491,300	495,900	527,100		
165		348,800	420,200	492,500	497,000	528,200		
166		349,600	421,200	493,700	498,100	529,300		
167		350,400	422,200	494,900	499,200	530,400		
168		351,200	423,200	496,100	500,300	531,500		
169		352,000	424,200	497,300	501,400	532,600		
170		352,800	425,200	498,500	502,500	533,700		
171		353,600	426,200	499,700	503,600	534,800		
172		354,400	427,200	499,900	504,700	535,900		
173		355,200	428,200		505,800	537,000		
174		356,000	429,200		506,900	538,100		
175		356,800	430,200		508,000	539,200		
176		357,600	431,200		509,100	540,300		
177		358,400	432,200		510,200	541,400		
178		359,200	433,200		511,300	542,500		
179		360,000	434,200		512,400	543,600		
180		360,800	435,200		513,500	544,700		
181		361,600	436,200		514,600	545,800		
182		362,400	437,200		515,700	546,900		
183		363,200	438,200		516,800	548,000		
184		364,000	439,200		517,900	549,100		
185		364,800	440,200		519,000	550,200		

186		365,600	441,200		520,100	551,300		
187		366,400	442,200		521,200	552,400		
188		367,200	443,200		522,300	553,500		
189		368,000	444,200		523,400	554,600		
190		368,800	445,200		524,500	555,700		
191		369,600	446,200		525,600	556,800		
192		370,400	447,200		526,700	557,900		
193		371,200	448,200		527,800	559,000		
194		372,000	449,200		528,900	560,100		
195		372,800	450,200		530,000	561,200		
196		373,600	451,200		531,100	561,600		
197		374,400	452,200		532,200			
198		375,200	453,200		533,300			
199		376,000	454,200		534,400			
200		376,800	455,200		535,500			
201		377,600	456,200		536,600			
202		378,400	456,600		537,700			
203		379,200			538,200			
204		380,000						
205		380,800						
206		381,600						
207		382,400						
208		383,200						
209		384,000						
210		384,800						
211		385,600						
212		386,400						

213		387,200						
214		388,000						
215		388,800						
216		389,600						
217		390,400						
218		391,000						

別表第2 執行役俸給表（第4条第1項関係）

俸給月額（円）
852,000